渋沢栄一翁を軸としたメディア系FAMツアー企画・実施等業務委託 仕様書

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

渋沢栄一翁を軸としたメディア系FAMツアー企画・実施等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

3 目的

渋沢栄一翁を肖像とした新一万円札発行を機に県内の観光振興の取組を進め、雑誌やインフルエンサーなどのメディア(以下、「メディア」という。)の発信力を生かし、渋沢栄一翁とゆかりのある埼玉県の観光資源の魅力を効果的に発信することで県内外から観光誘客を図ることを目的とする。

4 委託業務概要

- (1) メディア系FAMツアーの企画及び実施
- (2) ツアー参加メディアによる情報発信の管理
- (3) 情報発信効果測定
- (4) その他事業全般に関わる業務

5 委託業務内容

(1) メディア系 F A M ツアーの企画及び実施 以下のとおり F A M ツアーの企画及び実施をすること。

渋沢栄一翁とゆかりがある埼玉県内の観光資源及び周辺の観光スポットを周遊するツアーとする。なお、地域のグルメや名産品を楽しめる要素など多彩な観光コンテンツにより深く触れてもらい、観光関連消費を促すツアーを造成すること(訪問先は埼玉県と協議の上、決定すること。)。

ツアー内容

- ※ 具体的なツアー内容は提案事項とする。
- ※ 渋沢栄一翁とゆかりがある埼玉県内の観光資源及び周辺の観光スポット について、以下のホームページを参照すること。

《参考》<u>渋沢栄一めぐり旅|埼玉県公式観光サイト ちょこたび埼玉</u> (chocotabi-saitama.jp)

《参考》公益財団法人 渋沢栄一記念財団 (shibusawa.or.jp)

※ 日帰り、宿泊は問わない。

	<u> </u>
	※ 1回のツアーで上記観光資源を2以上の市町村で2地点以上(宿泊の場
	合は3地点以上)周遊することとし、全て渋沢栄一翁とゆかりがある観光
	資源とする。
実施時期	令和6年10月~11月
実施回数	2回以上
招請者	旅行系・歴史系などの雑誌やインフルエンサーなどのメディア
	※ 情報発信先のターゲットを策定し、ターゲットに対して効果的な情報発
	信が可能なメディアを選定すること。
招請団体数	合計3団体以上(うち、雑誌メディア1団体以上)
その他	・ ツアーを実施するために必要な各種準備及び手配を行うとと
	もに、ツアーの実施に係る招請者の交通費、食費、宿泊費等の一
	切の経費は、受託者が負担すること。
	・ ツアー催行中は、本事業の目的を理解した上で適切なガイド
	が行えるよう、添乗員、ツアーガイドへの資料提供、事前打ち合
	わせを行うこと。
	・ 事業が安全・円滑に実施できるようにコースごとに添乗員が
	同乗して対応すること。また、ツアー催行中の事故、急病、災害
	等の発生時に適切に対応する等、危機管理対応を的確に行える
	体制をとること。

(2) ツアー参加メディアによる情報発信の管理

招請者に対して以下のとおり FAMツアーで体験した情報を、招請者の媒体を活用し、情報発信させること。

実施時期	令和6年12月~令和7年1月
実施回数	招請者1団体につき1回以上
情報発信方法	SNS投稿、記事広告など
	※ 雑誌メディアの情報発信方法は、原則タイアップ記事広告とする。

(3) 情報発信効果測定

アウトプット (ツアー実施回数、招請団体数等) 及びアウトカム (情報発信内容に対する P V 数等) について、具体的な目標値を明示した上で、取得データ等を元に実施事業の効果や課題やニーズ等を検証し、さらなる観光誘客に向けて今後県として実施すべき施策や手法について提言すること。

(4) その他事業全般に関わる業務

ア 事務局の設置

事務局を設置し、実施事業に関する問合せがあった際には迅速かつ丁寧に対応すること。

イ 事業の進捗管理

事業の進捗を管理すること。また、提案書にはスケジュールを明記すること。

ウ 必要なデータの取得

事業を実施する上で追加の情報が必要な場合は、必要なデータの取得やヒアリング等を実施すること。

エ 打合せ

受託者は、県が求める随時の打ち合わせに対し、速やかに応じられる体制を整え、 業務管理責任者が必ず同席することとする。

また、業務実施手法等については、県との打合せにより最終決定することとする。

オ その他

この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上決定する。

6 契約に関する条件等

(1)業務完了報告

業務完了の際には、速やかに事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を提出し、 承認を受けることとし、合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を 行うこと。また、その場合の費用については、受託者の負担とする。

(2) 業務の履行に関する措置

- ア 県は本業務(再委託をした場合を含む。)の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- イ 受託者はアの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出しなければならない。

(3) 権利の帰属等

- ア 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。掲載する写真、イラスト、掲載文言については、その権利関係含め、原則、受託者で手配するものとする。なお、著作権料が発生する場合は受託者が支払うこととし、支払額は委託料に含める。
- イ 本業務により制作された成果物の著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む。)は全て県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を県が成果物以外に使用する際には、県、受託者で協議・許諾等を要するものとする。
- ウ 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。
- エ 受託者は、著作権人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないも のとする。
- オ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするとき

は、県が出願者となって費用を負担し、登録する。

(4)機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報 として扱い、目的外の利用、第三者への開示および漏えいについて、善良なる管理者 の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で、著作権、肖像権や 個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、 受託者が責任をもって対応すること。

(6) その他

- ア 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に 損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- イ 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- ウ 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受 託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。
- エ 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及び この仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を 行うものとする。